

Electronics for the Future

第 65 期 定時株主総会招集ご通知



日 時

2023年6月27日 (火曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時)

インターネット等又は書面による議決権行使期限 2023年6月26日 (月曜日) 午後5時15分まで



場

京都市東山区三十三間堂廻り644番地2 ハイアット リージェンシー 京都 1階 ザ・ボールルーム 会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、書面交付請求された株主様を除き、お手元には簡素化した招集ご通知をお届けしております。

株主総会ご出席株主様へのお 土産の配布は取りやめとさせ ていただいております。

証券コード 6963

ローム株式会社

企業目的

われわれは、つねに品質を第一とする。 いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、 文化の進歩向上に貢献することを目的とする。

ステートメント

Electronics for the Future

ロームは、エレクトロニクスの技術で、社会が抱える様々な課題を解決し、 未来に向けて、人々の豊かな暮らしと、社会の発展を支え続けていきます。

経営ビジョン

パワーとアナログにフォーカスし、

お客様の"省エネ"・"小型化"に寄与することで、社会課題を解決する

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 第65期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、 謹んでご挨拶申し上げます。

昨今の世界経済は、不安定な国際情勢やインフレなどにより、不透明な状況が続いておりますが、一方で自動車の電動化のほか、各種産業においてDXやGXが進むなど、エレクトロニクス業界における事業機会は拡大を続けております。中でも注力している「パワーとアナログ半導体」は、脱炭素社会実現のカギを握る重要なアイテムとして、ますます重要性が高まっております。社会やお客様からの期待も大きくなる中、製品・技術で社会課題を解決していくことがロームの使命と考え、新製品・新技術の開発や、製品の安定供給、モノづくりにおける環境配慮といった取り組みを加速しております。

その中心となるのが、現在、取り組んでいる中期経営計画です。2030年のロームのあるべき姿として「グローバルメジャー」を掲げていますが、これには大きく3つの意味を込めております。まず、あらゆる商品が社会やお客様に信頼され、安心して使用いただけること。また、世界で選ばれるブランド力を持つこと。そして、何よりも社会に必要な企業と認められることです。定量的には、パワーとアナログ半導体の分野で世界トップ10に入り、売上1兆円を目指しております。

社会情勢は不透明感が増しておりますが、成長戦略は変わりません。外部環境に左右されない強固な経営基盤を築くとともにグループー体経営を加速させ、「ONE ROHM」で真の成長と企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援 を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 松本 功

株主の皆様へ

京都市右京区西院溝崎町21番地

ローム株式会社

取締役社長 松本 功

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【本総会の株主総会資料(電子提供措置事項)】 https://micro.rohm.com/jp/financial/soukai/sh65_j.pdf



【当社ウェブサイト】

https://www.rohm.co.jp/investor-relations/shareholders-meeting



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/6963/teiji/



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日(月曜日)午後5時15分までに当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp)より議決権をご行使いただくか、到着するよう議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時: 2023年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

2. 場 所:京都市東山区三十三間堂廻り644番地 2

ハイアット リージェンシー 京都 1階 ザ・ボールルーム (末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第65期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第65期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案(第1号議案から第3号議案まで)〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

〈株主提案(第4号議案)〉

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件 議案の要領は、株主総会参考書類に記載のとおりです。

【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

後記の「インターネットによる議決権行使の手順」をご参照ください。

【書面(郵送)による議決権の行使ついてのご案内】

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご表示のうえ、ご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけますが、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。従って、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

株主総会会場における運営について

株主総会にご来場される場合は、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行・感染状況やご自身の 体調等を十分にお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願いいたします。

特に、基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、ご来場の際には十分にご注意いただきますようお願い申し上げます。

当日の株主総会会場におきましては、以下のような運営をいたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ●総会スタッフはマスクを着用しております。また、マイク、椅子その他会場備品等については、 消毒を徹底しております。
- ●会場にはアルコール消毒液を設置しておりますので、ご来場の際の手指消毒にご利用ください。
- ●製品展示、お飲み物の提供は取りやめとさせていただいております。
- ●医療スタッフを常駐させておりますので、体調の悪化や気分が優れなくなった場合には 総会スタッフにお申し出ください。
- ●その他、当社の判断に基づき、感染予防等のため必要な措置を講じる場合がございます。

なお、今後の状況により会場や開始時刻の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



インターネット等

下記手順をご参照ください。



書面

各議案の賛否を議決権行使書用紙に ご表示のうえ、ご返送ください。

ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各 議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提 案については賛、株主提案については否の表示が あったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会へご出席

議決権行使書用紙を 会場受付にご提出ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日)

午後5時15分受付分まで有効

行使期限

2023年6月26日 (月曜日)

午後5時15分到着分まで有効

開催日時

2023年6月27日 (火曜日)

午前10時

インターネットによる議決権行使の手順

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。 当日ご出席の場合は、インターネット又は書面(議決権行使書用紙)による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。



- ① 議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取り いただくことで、ログインいただけます。
 - ※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

パソコン、スマートフォンの場合

議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使サイト

https://evote.tr.mufg.jp

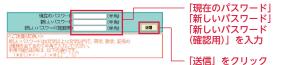
▲「次の画面へ」をクリックしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



3 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」のそれぞれにご入力いただき、「送信」をクリックしてください。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットと書面により議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数 回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使は、2023年6月26日(月曜日)午後5時15分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

パスワードの 取り扱い 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。 パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。 パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

インターネットによる 議決権行使に関するお問合せ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) フリーダイヤル 0120-173-027 受付時間 午前9時~午後9時

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の財務状況の見通し、企業価値の向上に向けた事業 投資のための資金需要等を総合的に勘案したうえ、次のとおりとさせていただきたく存じます。 これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金100円と合わせて1株につき200円となります。

配当財産の種類

金銭

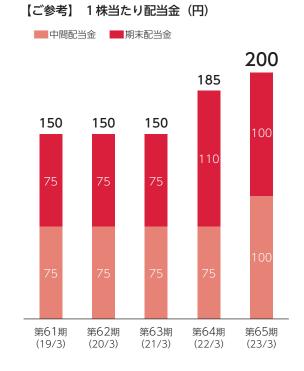
2

配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式 1株につき100円 配当総額 9,814,760,600円

3

剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月28日



第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

監査等委員でない取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会のさらなる多様性を確保し、ロームグループが注力する人的資本経営及びグローバルな視点での監督機能の一層の強化を図るため、独立社外取締役1名を増員し、監査等委員でない取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置されている独立社外取締役が過半数を占める 役員指名協議会の答申に基づき、取締役会において決定しております。また、本議案に関する監査等委員 会からの意見につきましては、25ページをご参照ください。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号				氏	名	当社における地位及び担当	2022年度における 取締役会への出席状況
1	松松	もと 本		いさぉ 功	再任	取締役社長(代表取締役) 社長執行役員 CEO	100% (15回/15回)
2	東		克	2	再任	取締役 専務執行役員 COO	100% (15回/15回)
3	伊	野	かず 和	^{ひで} 英	再任	取締役 常務執行役員 CFO	100% (15回/15回)
4	たて	石	哲	夫	再任	取締役 上席執行役員 CTO	100% (15回/15回)
5	やま	もと 本	^{ごう}	史	再任	取締役 上席執行役員 CSO	100% (15回/15回)
6	南	ぐも 雲	ただ	のぶ 信	再任 社外 独立	取締役	100% (15回/15回)
7	Pet		ene'		再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)※
8	^{むら} 村	松	邦	子	再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)※
9	井	^{うえ}	^{ふく} 福	予	新任社外独立	_	_

^{※2022}年6月24日開催の第64期定時株主総会において取締役に選任されたため、出席の対象となる取締役会の開催 回数が他の取締役と異なります。



取締役在任期間 (本総会終結時)

10年

所有する当社の株式の数

6.248株



松本

功

(1961年1月25日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2013年 6月 当社取締役 LSI生産本部長

2019年 9月 当社取締役 常務執行役員 品質・安全・生産担当 2020年 5月 当社取締役社長(代表取締役) 社長執行役員

2020年 6月 当社取締役社長(代表取締役) 社長執行役員 CEO (現任)

候補者とした理由

事業部門での豊富な知識や経験及び海外で培ったグローバルな視点を活かし、代表取締役社長として強力なリーダーシップをもってロームグループの企業価値の向上に貢献しているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

10年

所有する当社の株式の数

4,359株



2 **東**

克克

(1964年11月10日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2013年 6月 当社取締役 ディスクリート生産本部長

2017年 7月 当社専務取締役 ディスクリート、オプト・モジュール担当

2019年 9月 当社取締役 専務執行役員 事業・戦略担当

2020年 6月 当社取締役 専務執行役員 COO 兼 営業統括

2021年 1月 当社取締役 専務執行役員 COO 生産・品質・営業統括

2021年 6月 当社取締役 専務執行役員 COO (現任)

候補者とした理由

半導体・電子部品の生産部門での業務等を通じて製品の品質向上や生産技術に関して豊富な知識と 経験を有し、戦略的に事業を統括・推進する能力に優れているため、引き続き取締役として選任を お願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

3年

所有する当社の株式の数

2,403株



取締役在任期間(本総会終結時)

4年

所有する当社の株式の数

2,024株



伊野

がずひで

(1970年3月31日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 当社入社

2019年 9月 当社執行役員 パワーデバイス生産本部長

2020年 6月 当社取締役 上席執行役員 CSO*1 兼 パワーデバイス事業統括

2021年 1月 当社取締役 上席執行役員 CSO 事業統括

2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 CSO 兼 経理本部長

2023年 4月 当社取締役 常務執行役員 CFO*2 (現任)

*1: CSO (Chief Strategy Officer / 最高戦略責任者)

*2: CFO (Chief Financial Officer / 最高財務責任者)

候補者とした理由

パワーデバイス等の技術開発部門における業務等を通じて豊富な知識と経験及び企業経営における 財務経験を有し、事業運営と合わせた両軸の観点からロームグループの事業を推進する能力に優れ ているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



4 立石 型

(1963年2月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 7月 当社入社

2019年 6月 当社取締役 LSI開発本部長

2019年 9月 当社取締役 上席執行役員 LSI開発本部長

2020年 6月 当社取締役 上席執行役員 CTO 兼 LSI事業統括

2021年 1月 当社取締役 上席執行役員 CTO (現任)

候補者とした理由

開発者として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、半導体技術に広く精通し、CTO(最高技術責任者)としてロームグループの事業を戦略的に推進する能力に優れているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

2年

所有する当社の株式の数

2.731株



取締役在任期間 (本総会終結時)

2年

所有する当社の株式の数

500株

(1963年2月28日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2019年 9月 当社執行役員 LSI生產本部長 兼 後工程合理化推進担当

2020年 6月 当社執行役員 SCM本部長

2021年 6月 当社取締役 上席執行役員 SCM本部長、管理本部長 兼 サステナビリティ担当

2022年 6月 当社取締役 上席執行役員 CAO*1 兼 サステナビリティ担当

2023年 4月 当社取締役 上席執行役員 CSO*2 (現任)

*1: CAO (Chief Administrative Officer / 最高管理責任者)

*2: CSO (Chief Sustainability Officer / 最高サステナビリティ責任者)

候補者とした理由

開発・生産部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、ロームグループにおけるサステナビ リティやサプライチェーンマネジメント (SCM)、リスクマネジメント等に関する事業を推進す る能力に優れているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



南雲



(1947年2月12日生)

再任 || 社外 || 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 横浜ゴム株式会社入社

1999年 6月 同社取締役

2004年 6月 同社代表取締役社長

2011年 6月 同社代表取締役会長 兼 CEO

日本ゼオン株式会社社外監査役

2015年 6月 同社社外取締役 (現任)

2016年 3月 横浜ゴム株式会社代表取締役会長

2019年 3月 同社相談役 (現任)

2021年 6月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

横浜ゴム株式会社 相談役 日本ゼオン株式会社 社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

世界各地に事業を展開する上場企業の経営者として培われた豊富な知識と経験を有し、グローバル 戦略を積極的に推進した実績に加え、技術者としてモノづくりの分野に高い見識を兼ね備えてお り、独立した立場から業務執行の監督機能強化への貢献及び国際的・実践的な視点で幅広く経営に 対する助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

1年

所有する当社の株式の数

()株



取締役在任期間 (本総会終結時)

1年

所有する当社の株式の数

100株

7 Peter Kenevan (1964年6月28日生)

再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 6月 カリフォルニア州弁護士登録

1995年 9月 McKinsey & Company, Inc.入社

2000年 6月 同社東京オフィス パートナー

2012年 6月 同社東京オフィス シニアパートナー

2021年 4月 PayPal Pte. Ltd. 日本事業統括責任者、VP(現任)

2022年 6月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

PayPal Pte. Ltd. 日本事業統括責任者、VP

候補者とした理由及び期待される役割の概要

コンサルティングファームにおいて長年にわたる業務で培われたコーポレートファイナンス、M& A (企業買収・合併)、企業変革等に対する幅広い知識と豊富な経験、グローバルに事業を展開す る企業における日本事業責任者を務めている実績等を有しており、独立した立場から業務執行の監 督機能強化への貢献及び国際的・実践的な視点で幅広く経営に対する助言が期待できるため、引き 続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(1958年9月1日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年10月 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社入社

2003年11月 同社企業倫理室長/ダイバーシティ推進責任者

2009年10月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 主任研究員

2010年 1月 株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 (現任)

2016年 4月 特定非営利活動法人GEWEL 代表理事

2016年 6月 株式会社ヨコオ 社外取締役 (現任)

2018年 4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員

2019年 6月 NECネッツエスアイ株式会社 社外取締役 (現任、2023年6月退任予定)

2020年 6月 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役 (現任)

2022年 6月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役

株式会社ヨコオ 社外取締役 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系半導体メーカーにおける実務経験を有し、また持続可能な社会の土台作りを志して自ら会社 を設立・経営するとともに、企業倫理向上・サステナビリティ・ダイバーシティ推進のアドバイザ ーを務めている豊富な実績及び経歴を通じて培われた幅広い知識・見識等を有しており、独立した 立場から業務執行の監督機能強化への貢献及びロームグループが注力するサステナビリティ経営に 対する助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の株

0株

(1963年10月18日生)

新任 社外 数

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 UCC上島珈琲株式会社入社

1996年 9月 アジア開発銀行 予算人事局人事部 人事担当官、トレーニング担当官

2004年 5月 ボーダフォンジャパン株式会社 総務人事本部 人材開発担当部長

2006年6月 ティファニーアンドカンパニー 人事部長

2011年 9月 SAPジャパン株式会社 人事本部長、人事担当執行役員

2013年 1月 国際原子力機関 人事部人材計画課課長

2017年 7月 同機関マネジメント局 上級人事担当官

2018年 4月 同志社大学大学院ビジネス研究科 教授 (現任)

2022年6月 株式会社エクセディ 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

同志社大学大学院ビジネス研究科 教授 株式会社エクセディ 社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバル企業や国際機関において戦略的人事に携わった実務経験を有するとともに、大学の教授を務め、組織開発や人的資源管理に関する学識経験者として豊富な知識・見識等を有しており、独立した立場から、業務執行の監督機能強化への貢献及びロームグループが注力する人的資本経営に対する助言が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上 記理中から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 南雲忠信氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間には、2020年6月から2021年6月まで経営のアドバイスを受けるために顧問契約を締結しておりましたが、年間の顧問契約料は1千万円未満であり、当社の定める「社外役員の独立性基準」(25ページご参照)を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、同氏が相談役を務める横浜ゴム株式会社と当社グループとの間には、取引関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - 2. Peter Kenevan氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏が2021年3月まで東京オフィスシニアパートナーを務めていたMcKinsey & Company,Inc.にコンサルティング業務を委託しておりましたが、取引の規模は当社及び同社の各事業年度における連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、同氏が日本事業統括責任者、VPを務めるPayPal Pte.Ltd.と当社グループとの間には、取引関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - 3. 村松邦子氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、同氏が代表取締役を務める株式会社ウェルネス・システム研究所と当社グループとの間には、取引関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - 4. 井上福子氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 5. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 6. 当社は、南雲忠信氏、Peter Kenevan氏及び村松邦子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、本総会において、各氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、井上福子氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 8. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため1名減員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置されている独立社外取締役が過半数を占める 役員指名協議会の答申に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定しておりま す。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号				氏	名	当社における地位及び担当	2022年度における 取締役会への出席状況
1	やま	ざき 山诗	*** 雅	彦	再任	取締役(常勤監査等委員)	100% (15回/15回)
2	†	森	秀	^{ろう} 訳	再任 社外 独立	取締役(監査等委員)	100% (15回/15回)
3	なか	がわ 	恵	太	新任 社外 独立	-	_
4	小	野	友	炒き	新任社外独立	-	-



取締役在任期間(本総会終結時)

13年

所有する当社の株式の数

6.401株



取締役在任期間(本総会終結時)

4年

所有する当社の株式の数

400_株

やま ざき 引加部 まさ ひこ

(1959年7月27日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3 月 当 计入 计

2010年6月 当社取締役管理本部長

2019年9月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長、CSR本部長 2020年 4 月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 CSR担当

2021年6月 当社取締役 常勤監査等委員 (現任)

候補者とした理由

総務や人事、法務等の管理部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有しており、長年にわたり ロームグループの管理部門を統括した実績及び常勤監査等委員として携わった経験を活かし、内部 監査部門等との連携や経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、引き続き監査等委員である 取締役として選任をお願いするものであります。



ひで ろう 秀郎

(1954年5月24日生)

再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会)

三宅合同法律事務所入所

2002年 5 月 弁護士法人三字法律事務所 代表社員

2016年 6 月 株式会社神戸製鋼所 社外取締役

当社監査役

2019年5月 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー (現任)

2019年6月 当計取締役 監査等委員 (現任)

2021年6月 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 王子ホールディングス株式会社 社外監査役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識等を活かし、独立した立場から、取締役会 の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、引 き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上 記理中から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

なか がわ **山** 恵太

(1966年1月10日生)

新任

t外 独

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 株式会社大和銀行入行 1997年 8 月 同行シンガポール支店

2003年3月 株式会社りそな銀行従業員組合(2004年7月まで)

2015年10月 同行内部監査部 上席監査員

2017年 4 月 株式会社りそなホールディングス 内部監査部 部長

2019年 4 月 株式会社関西みらい銀行 執行役員 コンプライアンス統括部担当

2022年 4 月 りそなカード株式会社 常務取締役

2023年4月 りそなカード株式会社顧問(現任、2023年6月退任予定)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関等において長年にわたる業務で培われた幅広い知識・見識、海外勤務を通じて養われた豊かな国際性、また内部監査部の責任者やコンプライアンス担当役員として携わった豊富な経験等を活かし、独立した立場から、内部監査部門等との連携や経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数

0株

돌 등 4 4 小野

友之

(1960年2月17日生)

新任 |

社外 | 3

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 住友化学工業株式会社(現住友化学株式会社)入社

1989年10月 英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所

1993年 3 月 公認会計士登録

1994年 3 月 小野不動産鑑定事務所入所

1998年8月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所

2007年6月 同監査法人 パートナー

2021年5月 同監査法人 社員会議長

2022年 7 月 小野公認会計士事務所開設 所長 (現任)

(重要な兼職の状況)

小野公認会計士事務所 所長

候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識及び事業会社等での実務経験を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役として の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 千森秀郎氏、中川恵太氏及び小野友之氏は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、各氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」 (25ページご参照) を満たしており、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。
 - 3. 当社は、千森秀郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、中川恵太氏及び小野友之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認可決された場合、当社は、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 千森秀郎氏が2016年6月から2020年6月まで社外取締役(監査等委員)に就任していた株式会社神戸製鋼所は、2017年10月に同社グループにて公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供していた事実が判明し、これを公表。同社は、当該行為の一部に関し、2019年3月に不正競争防止法違反の罪で有罪判決を受けました。
 - 同氏は、問題の判明まで当該事実について認識しておりませんでしたが、同社の社外取締役に就任した直後から、取締役会等において、同社グループ全体のコンプライアンス活動強化に向けて助言、提言を行うとともに、当該事実の判明後は、取締役会等において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けて様々な意見表明を行ったほか、品質ガバナンス再構築検討委員会の委員として当該事実の総括、品質ガバナンス強化策、コーポレートガバナンスの改革について積極的な助言を行う等、再発防止に向けその職責を果たしておりました。
 - 5. 当社は、山﨑雅彦氏及び千森秀郎氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、本総会において、両氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、中川恵太氏及び小野友之氏の選任が承認可決された場合、両氏との間で会社法第427条第1項及び 当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低 責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

選任後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役6名、社外取締役7名 (うち女性2名) で構成される体制となり、独立社外取締役の取締役会に占める割合は過半数となります。 当社は、創業以来掲げてきた「企業目的」を礎に、ロームグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が備えるべきスキル(知識・経験・能力等)の分野を特定しております。 取締役に対して特に期待する分野及びその定義は、次のとおりであります。

氏 名	5				特に期待す				
		業経営	ESG・ ステナビリティ	グローバル	/ベーション・ 技術	人財開発	法務・ コンプライアンス	財務・会計	半導体 業界知見
松本 功		•	•	•	•	•	•		•
東克己		•	•	•		•	•		•
伊野和英		•		•	•			•	•
立石哲夫				•	•		•		•
山本浩史			•	•		•	•		•
南雲忠信社外	独立	•	•	•		•			
Peter Kenevan 社外	独立	•		•				•	•
村松邦子 社外	独立		•			•			
井上福子 社外	独立			•		•			
山﨑雅彦 監験			•				•		
千森秀郎 監禁	社外 独立		•				•		
中川恵太 5550	社外 独立		•				•	•	
小野友之	社外独立		•					•	

特に期待する分野	定義
企業経営	事業を取り巻く環境変化を見通し、中長期的な視点に立って戦略を立案し、意思決定・組織運営を行うことで、企業価値の向上を図る。
ESG・サステナビリティ	誠実・公正かつ透明性ある事業活動を行い、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて取組み、ステークホルダーとの良好な関係を構築することで、地球・社会及び企業の持続的な発展・成長に貢献する。
グローバル	激動する国際情勢を踏まえ、グローバルな視点に立って戦略を立案し、事業遂行を 行うことで、国際市場における信頼を高める。
イノベーション・技術	社会とお客様のニーズを捉え、企業の持続的成長に不可欠な新技術・新商品の開発に注力し、事業の創出・構築・拡大を推進する。
人財開発	次世代の経営者となりうる人財を発掘し、経営戦略と連動した人財育成及び中長期 的な人財投資を実施する。
法務・コンプライアンス	事業に係る関連法令等を理解し、常に法令等遵守の観点に立って事業経営に重大な 影響を与えるリスクを把握することで、適切にリスクマネジメントを行う。
財務・会計	会計・税務、ファイナンスに関する理解を通じて経営課題を適切に把握し、経営戦略と連動した財務戦略や施策を立案、モニタリングする。
半導体業界知見	半導体に関する知見及び半導体業界における幅広い人脈を有するとともに、競合や 市場の動向を適切にモニタリングすることで、事業ポートフォリオの最適化を図 る。

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

第4号議案は、株主(1名)からのご提案(株主提案)によるものであります。 なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

1. 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額900百万円以内(うち社外取締役分として年額100百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬額は年額100百万円以内とすることが承認されていますが、これに加えて、2020年6月26日開催の第62回定時株主総会において、年額100百万円(監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外)を上限とした譲渡制限付株式報酬を決議、2022年6月24日開催の第64回定時株主総会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬の額を、業績評価期間ごとに50,000株に交付時株価を乗じた金額を上限(監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外)と決議しております。今般、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、社外取締役以外の取締役に対し、新たに年額900百万円以内、付与株式数の上限85,800株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権、社外取締役である取締役に対し、新たに年額100百万円以内、付与株式数の上限9,600株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で基本報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

2. 提案の理由

当社は、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を導入していますが、業績連動型株式報酬に比べ、固定報酬の比率が圧倒的に大きく、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。そこで、今般、現行の業績連動型株式報酬制度に加えて、新たな譲渡制限付株式報酬制度を導入することを提案します。また、取締役に対し、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案します。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。また、他欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との

価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有を義務付ける(売却も禁止)株式保有ガイドラインが採択されています。譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件とは別に、有価証券報告書に固定報酬の3~5倍株式を一定期間継続保有する、保有ガイドラインの導入と開示が望ましいと考えています。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

本株主提案に対する当社取締役会の意見については、取締役会の諮問機関として設置されている独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会の答申に基づき、当社取締役会において決定しております。

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 本株主提案に対する当社の考え方

当社の取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主と価値を共有する報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、金銭による固定報酬及び業績連動報酬並びに非金銭報酬としての株式報酬から構成しております。これに対し、独立社外取締役及び非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を担う観点から、固定報酬のみを支払うこととしております。

また、取締役の報酬等に関する独立性・客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会を設置し、取締役の報酬体系及びこれに基づく各取締役の報酬等の協議を行っております。

「株主との価値共有」という点におきましては、これを推し進めるため、2020年6月開催の定時株主総会において「譲渡制限付株式報酬」の導入についてご承認いただき、さらに、2022年6月開催の定時株主総会において「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の導入についてご承認いただいております。

そして、これらの導入にあたっては、外部調査機関の役員報酬調査データ(当社と同程度の事業 規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準)を参考に、報酬等の種類 ごとの割合や算出方法等を含め、その合理性・妥当性を検証しており、報酬制度のさらなる見直しの必要性についても、取締役報酬協議会を中心に継続して検証を行っております。

このように、当社の現在の報酬制度は、様々な指標を多面的に考慮したうえで決定しており、企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を十分に実現することのできる適切なものであって、その水準も妥当と考えられるものであり、現在の株式報酬制度とは別枠で、社外取締役以外の取締役にはさらに年額900百万円以内、社外取締役には新たに年額100百万円以内をそれぞれ上限とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することは、会社規模、営業利益水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等からして、現時点において、バランスを欠く過大な報酬枠であると考えます。

また、本株主提案では、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役も含めて譲渡制限付株式報酬を導入することが示されておりますが、社外取締役には、当社経営への助言や経営陣による業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、監査等委員である取締役においても、取締役の業務執行に対する監査を通じて取締役会による経営の監督機能を強化することが期待されていることから、高い独立性を確保するため、当社は譲渡制限付株式報酬の対象に含めない方針としております。

従いまして、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、本株主提案の内容を真摯に受け止めるとともに、今後も引き続き、報酬構成のバランスや水準等だけでなく、取締役の当社株式の保有率や保有期間に対する考え方等も含めた総合的な検討を進めていき、「グローバルメジャー」を目指すべく、取締役会での審議の活性化や取締役報酬協議会等の活用を通じて、企業価値の持続的な向上に繋がる最適な報酬制度のあり方を探求してまいります。

以上

社外役員の独立性基準

ローム株式会社

当社の社外役員は以下の項目に該当しない者を選任する。

- 1. 当社の主要株主 1 又はその業務執行者 2
- 2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
- 3. 当社グループの主要な取引先3又はその業務執行者
- 4. 当社グループを主要な取引先とする者4又はその業務執行者
- 5. 当社グループから役員報酬以外に一定額⁵を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門 家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 6. 当社グループから一定額⁶を超える寄付又は助成を受けている者(当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者)
- 7. 当社の会計監査人の代表社員、社員又は従業員
- 8. 当社の主要な借入先7の業務執行者
- 9. 上記1~8に過去3年間において該当していた者
- 10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
- 11. 当社グループの重要な業務執行者⁸の配偶者又は二親等以内の親族

(2015年11月5日制定)

以上

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の選任及び報酬について、役員指名協議会、取締役報酬協議会での協議内容の確認を行いました。取締役の選任については、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価したうえで、決定の手続きは適正であり、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続きは適正であり、報酬等の内容は相当であると判断します。

¹ 主要株主・・・総議決権の10%以上

² 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人

³ 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社

⁴ 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社

⁵一定額・・・個人は年間1千万円、法人は総収入の2%超

⁶ 一定額・・・年間1千万円超

⁷ 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先

⁸ 重要な業務執行者・・・取締役(社外取締役を除く)及び部長級以上の上級管理職

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、中国におけるゼロコロナ政策終了による経済活動の回復が期待されましたが、ロシア・ウクライナ問題の長期化、世界的な金利上昇による金融不安などの影響もあり、先行きの不透明感が一段と強まってきております。

エレクトロニクス業界におきましては、前半は上海のロックダウン、後半は中国のゼロコロナ政策によるサプライチェーンの乱れなどが各市場に影響を与えました。自動車関連市場は一部の半導体不足による自動車の生産調整が継続しておりますが、脱炭素社会に向けた電動化・電装化の促進による車載半導体へのニーズの高まりにより、全体としては順調に推移しました。また、産業機器関連市場では各国における工場の脱炭素化の促進や、生産能力増強・自動化・デジタル化投資の拡大などにより順調に推移しました。一方、民生機器関連市場や通信機器関連市場、コンピュータ&ストレージ市場は特需も落ち着き、減速してきました。

このような経営環境の中、中長期的に成長が期待される自動車関連市場や産業機器関連市場などに向けてロームグループが強みを持つパワー・アナログの新製品・新技術の開発を進め、お客様の省エネ・小型化に広く貢献できるトータルソリューションでの提案を推進しました。

生産面においても、継続して全社最適化を進めるとともに、「モノづくり改革」による省人化・自動化ラインの構築を推し進めました。また、更なる受注に対応するための生産能力増強や生産性向上を進めるなど、お客様への安定供給体制の向上に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は外国為替市場の円安進行による増収効果を受けたことで増加し、前期比12.3%増の5,078億8千2百万円となり過去最高の売上高を達成しました。営業利益は前期比29.2%増の923億1千6百万円となり、当連結会計年度の営業利益率は前連結会計年度の15.8%から18.2%に上昇しました。

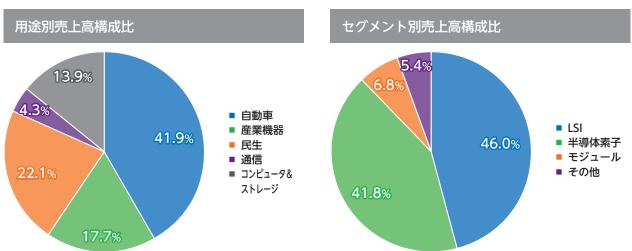
経常利益につきましては、営業利益の増加に加え、為替差益の増加により、前期比32.7%増の1.095億3千万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20.3%増の803億7千5百万円となりました。

またロームグループで重視している経営指標について、当連結会計年度のEBITDA(※)は前期比30.8%増の1,484億5千6百万円となりました。

※ EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) 税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバル企業などの収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

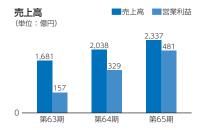




LSI

主な製品 ●アナログ ●ロジック ●メモリ

自動車関連市場向けで、電動車の普及加速に伴いパワートレイン向けに絶縁ゲートドライバICなどの高付加価値商品の採用が増えたことに加え、ADAS、インフォテインメントやxEV向けの電源ICなどが好調でした。また、産業機器関連市場向けでは、エネルギー関連向けを中心に堅調に推移し、コンピュータ&ストレージ市場ではSSD向けの電源ICがシェアアップしたことにより売上を伸ばしました。



半導体素子

主な製品 ●トランジスタ ●ダイオード ●パワーデバイス

●発光ダイオード ●半導体レーザー

トランジスタ、ダイオード、パワーデバイスにつきましては、自動車関連市場のXEV向けを中心に好調に推移したことに加え、産業機器関連市場でも太陽光発電向けなどが堅調に推移しました。また、発光ダイオードにつきましては、民生機器関連市場向けで、アミューズメント関連を中心に売上が増加しましたが、半導体レーザーにつきましては、民生機器関連市場向けなどで売上が減少しました。

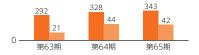


モジュール

主な製品 ●プリントヘッド ●オプティカル・モジュール

プリントヘッドにつきましては、プリンタなどの事務機向けを中心に売上が増加し、オプティカル・モジュールにつきましては、通信機器向けでセンサモジュールの売上が減少しました。



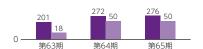


その他

主な製品 ●抵抗器

抵抗器につきましては、自動車関連市場向けに高電力抵抗・シャント抵抗等の高信頼品が堅調に推移しました。

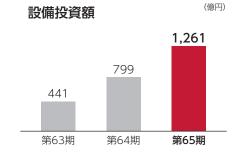




(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、開発・生産体制の拡充と徹底した効率化を推進するため、総額1,261億1千6百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

, ,	
LSI	57,673百万円
半導体素子	57,061
モジュール	2,054
その他	3,077
販売・管理等共通部門	6,249



(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当連結会計年度におきましては、増資、社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、地政学リスクによる不透明感、世界的なインフレーションによる金利上昇、加えて不安定な為替相場などにより、減速感が出てきています。エレクトロニクス市場においては、気候変動対策や脱炭素化社会に向けた省エネルギー化の一層の促進やライフスタイルの変化等に加えて、各国における工場の自動化・デジタル化投資などは順調に推移していくものと思われます。また、民生機器関連市場、コンピュータ&ストレージ市場は後半から徐々に回復基調へ転じると思われますが、前半は市場減速による影響が大きく、通期全体では前年に対する伸びは低調になると見込んでおります。このような状況の中ではありますが、自動車関連市場においては、部品供給不安解消による自動車生産台数の増加、また電動化・電装化が更に促進される見通しであり、注力しているパワー・アナログ製品を中心に採用が拡大し順調に成長していくことを見込んでおります。

こうした状況のもと、ロームグループでは、引き続き市場のニーズを先取りした高付加価値製品の 開発とタイムリーな市場への投入に取り組んでまいります。

また、生産面においても、先進の品質管理体制の構築や省人化・自動化の推進など、「モノづくり 改革」を継続して進めてまいります。原材料や設備においては一部を除き、調達における遅延リスク は低減し始めておりますが、顧客との長期契約の締結などにより、今後も安定調達に向けて取り組 み、サプライチェーンを維持・継続することで事業運営に支障が出ないよう尽力いたします。

さらに、中期経営計画を着実に遂行することで、中長期的な業績向上を目指し、企業価値の拡大に 努めてまいります。

(ご参考)

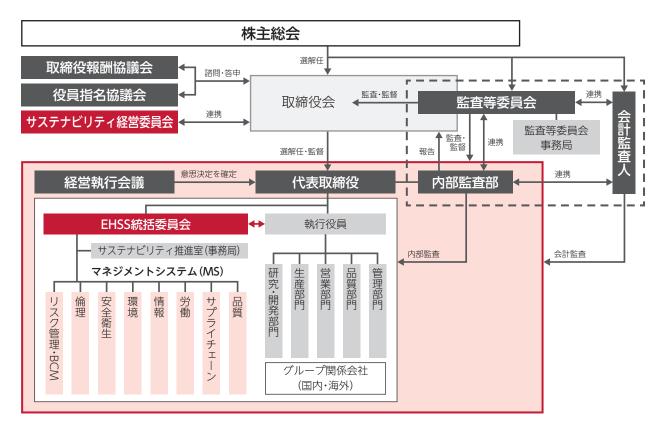
中期経営計画「MOVING FORWARD to 2025」

当社グループは、2021年5月に中期経営計画「MOVING FORWARD to 2025」を策定し、2026年3月期を最終年度とする経営目標の達成に向けて、経営基盤の強化に取り組んでおります。

新マネジメント体制による経営基盤の強化

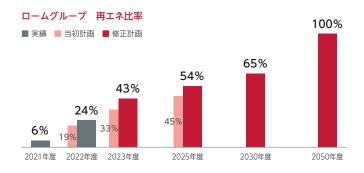
サステナビリティ経営をさらに推進するため、2022年4月より新たなマネジメント体制を発足。経営側に「サステナビリティ経営委員会」、執行側に「EHSS統括委員会」を新設し、経営と執行の役割を明確に分離することで、意思決定の迅速化と監督機能の強化を図っております。

今後は、サステナビリティ経営委員会で議論した重要課題をEHSS統括委員会と各マネジメントシステムに落とし込み、目標の達成に向けて取り組みを進めてまいります。



「環境ビジョン2050」の達成に向けた年度目標の着実な実行

脱炭素社会の実現に向け、企業の責任が大きくなる中、「環境ビジョン2050」の達成を目指し、年度ごとに掲げた目標を着実に実行しております。特に生産拠点においては、再生可能エネルギーの導入を前倒しで実行し、環境負荷軽減に努めております。



NEW



2023年度より導入予定のフィリピン工場

持続的成長に向けた人財育成やガバナンス改革への取り組み

企業として持続的な成長を果たすためには、その原動力となる人財の確保と育成が重要であり、当社では豊かな人間性と知性を磨いた多様な社員が、高いエンゲージメントを維持し、継続的にイノベーションを創出できるよう、さまざまな成長機会の提供に努めております。

また、グローバル競争に挑むうえで、変化するニーズに、迅速かつ柔軟に対応できるよう組織の多様性を高めるほか、実効性のあるガバナンス改革にも取り組んでおります。

注 と 回 の の 10・15 く ラ () が 上 0) の り 5 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1						
主な取り組み						
ダイバーシティの推進 ・女性のキャリア形成促進 ・女性、外国人のマネジメント層への登用	 ・グローバル女性管理職比率 10% → 13% ・女性または外国人の本社役員比率 9% → 23% 					
従業員エンゲージメントの向上 ・エンゲージメントサーベイの実施 ・組織風土改革、働き方改革推進	・エンゲージメントサーベイ グループ全体での導入完了し、業界平均以上達成					
ガバナンス改革 ・独立社外取締役の比率の更なる引き上げ ・中期経営計画に連動した報酬制度導入	・独立社外取締役比率 45% → 54%・業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入					

(5) 財産及び損益の状況の推移

	X	分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	(当連結会計年度) 2023年3月期
売	上	高 (百万円)	362,885	359,888	452,124	507,882
経	常利	益 (百万円)	35,774	40,672	82,551	109,530
	社株主に帰属 期 純 利		25,632	37,002	66,827	80,375
1 档	当たり当	期純利益 (円)	247.65	376.24	680.62	818.65
総	資	産 (百万円)	848,873	926,240	1,029,132	1,123,283
純	資	産 (百万円)	715,479	769,490	840,353	915,465

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

	区	分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	(当事業年度) 2023年3月期
売	上	高 (百万円)	309,598	303,222	384,181	434,951
経	常利	益 (百万円)	24,501	40,325	62,429	72,721
当其	期 純 利	益 (百万円)	21,606	41,885	53,236	53,019
1株	当たり当	期純利益 (円)	209.04	426.28	542.46	540.24
総	資	産 (百万円)	518,473	574,882	637,391	673,676
純	資	産 (百万円)	413,884	457,134	488,233	515,374

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

(6) 主要な事業セグメント

ロームグループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

セク	゛メント	の名称	主 な 製 品 及 び 事 業 の 名 称
L	S	I	アナログ、ロジック、メモリ
#	導 体	素子	トランジスタ、ダイオード、パワーデバイス、発光ダイオード、半導体レーザー
Ŧ	ジュ	ール	プリントヘッド、オプティカル・モジュール
そ	の	他	抵抗器

(7) 主要な拠点

(2023年3月31日現在)

		名		所在地	b
当	社	本社・工場	京	都	府
		滋賀工場	滋	賀	県
		京都テクノロジーセンター	京	都	府
		横浜テクノロジーセンター	神	奈 川	県
		京都ビジネスセンター	京	都	府
		東京ビジネスセンター	東	京	都
		横浜ビジネスセンター	神	奈 川	県
		名古屋ビジネスセンター	愛	知	県
製	造	ローム浜松株式会社	静	岡	県
		ローム・ワコー株式会社	岡	Ш	県
		ローム・アポロ株式会社	福	岡	県
		ローム・メカテック株式会社	京	都	府
		ラピスセミコンダクタ株式会社	神	奈川県	等
		ラピステクノロジー株式会社	神	奈 川	県
		ローム・コリア・コーポレーション	韓		玉
		ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	フ	ィリヒ	゜ン
		ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド	9		1
		ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	中		玉
		ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッド	中		玉
		ローム・ワコー・エレクトロニクス・マレーシア・センディリアン・バハッド	マ	レーシ	/ ア
		ローム・メカテック・フィリピンズ・インク	フ	ィリヒ	゜ン
		ローム・メカテック・タイランド・カンパニー・リミテッド	タ		1
		サイクリスタル・ゲーエムベーハー	ド	1	ツ

	名 称	所	f 在 地	3
販 売	ローム・セミコンダクタ・コリア・コーポレーション	韓		玉
	ローム・セミコンダクタ・ペキン・カンパニー・リミテッド	中		玉
	ローム・セミコンダクタ・シャンハイ・カンパニー・リミテッド	中		玉
	ローム・セミコンダクタ・シンセン・カンパニー・リミテッド	中		玉
	ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	中		玉
	ローム・セミコンダクタ・タイワン・カンパニー・リミテッド	台		湾
	ローム・セミコンダクタ・シンガポール・プライベート・リミテッド	シン	ガポー	ール
	ローム・セミコンダクタ・フィリピンズ・コーポレーション	フィ	ノリヒ	゜ン
	ローム・セミコンダクタ・タイランド・カンパニー・リミテッド	タ		1
	ローム・セミコンダクタ・マレーシア・センディリアン・バハッド	マレ	ノーシ	ァ
	ローム・セミコンダクタ・インディア・プライベート・リミテッド	1	ン	ド
	ローム・セミコンダクタ・ユーエスエー・エルエルシー	米		玉
	ローム・セミコンダクタ・ゲーエムベーハー	ド	1	ツ
物流管理	ローム・ロジステック株式会社	岡	Ш	県

(8) 従業員の状況

(2023年3月31日現在)

	セグン	くントの	の名称		従 業 員 数	前期末比増減	平均勤続年数
L		S					
半	導	体	素	子			
Ŧ	ジ	ユ	_	ル	23,754名	353名増	12.4年
そ		の		他			
販う	販売・管理等共通部門						

(注) 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

(2023年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ローム浜松株式会社	10,000百万円	100.0%	電子部品の製造
ローム・アポロ株式会社	450百万円	100.0	電子部品の製造
ラピスセミコンダクタ株式会社	300百万円	100.0	電子部品の製造及び販売
ラピステクノロジー株式会社	100百万円	100.0	電子部品の製造及び開発
ローム・エレクトロニクス・フィリピン ズ・インク	1,221,563千フィリピンペソ	100.0	電子部品の製造
ローム・インテグレイテッド・システム ズ・タイランド・カンパニー・リミテッド	1,115,500千タイバーツ	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・ カンパニー・リミテッド	16,190百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・ダイレン・ カンパニー・リミテッド	9,417百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・ホンコン・ カンパニー・リミテッド	27,000千ホンコンドル	100.0	電子部品の販売
ローム・ユーエスエー・インク	317,142千米ドル	100.0	北南米子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・ヨーロッ パ・リミテッド	101,037千英ポンド	100.0	欧州子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・アジア・ プライベート・リミテッド	90,630千シンガポールドル	100.0	アジア子会社の統括・管理
サイクリスタル・ゲーエムベーハー	771千ユーロ	100.0	電子部品の原材料の製造・ 開発及び販売

⁽注) 1. 資本金は百万円未満または千外貨未満を、議決権比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

^{2.} 議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000,000 株

(2) 当事業年度末の発行済株式総数 103,000,000 株 (自己株式4,852,394株を含む)

30,920 名

(3) 当事業年度末の株主数

(4) 大株主(上位10名)

(2023年3月31日現在)

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,532 千株	15.82 %
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	10,385	10.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,228	7.36
株式会社京都銀行	2,606	2.65
THE BANK OF NEW YORK 134088	1,517	1.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,471	1.49
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,205	1.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,052	1.07
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	932	0.94
BBH FOR FINANCIAL INVESTORS TRUST - SEAFARER OVERSEAS GROWTH AND INC FD	930	0.94

(注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第2位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

2. 当社の自己株式 (4,852千株) は、上表から除外しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (4千株) を含んでおりません。

3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 3,638株	5名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

(2023年3月31日現在)

		1		(2023 37]31日初日)
地	位	氏	名	担当又は重要な兼職の状況
※取 総社 長	蹄 役 社 長	松本	功	CEO
取 専 務	締 役 系執行役員	 東	艺己	COO
取 常 務	締 役 3 執 行 役 員	 伊 野 和	① 英	CSO 兼 経理本部長
取上原	締 役 5 執 行 役 員	立石	点 夫	СТО
取 上 席	締 役 5 執 行 役 員	山本	告 史	CAO 兼 サステナビリティ担当
取	締 役	南雲に	忠 信	横浜ゴム株式会社 相談役 日本ゼオン株式会社 社外取締役
取	締 役	Peter Ker	nevan	PayPal Pte. Ltd. 日本事業統括責任者、VP
取	締 役	村 松 非	邓 子	株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 株式会社ヨコオ 社外取締役 NECネッツエスアイ株式会社 社外取締役 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役
取 (常堂	締 役 加監査等委員)	 山 﨑 羽	推 彦	
取 (常茧	締 役 加監査等委員)	仁 井 衤	谷 幸	
取 (監	締 役 査 等 委 員)	 千森	秀 郎	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー(弁護士) 王子ホールディングス株式会社 社外監査役
取 (監	締 役 査 等 委 員)	 宮 林 和	削 朗	宮林公認会計士事務所 所長(公認会計士)
取 (監	締 役 査 等 委 員)	田中夕	ス美子	御堂筋監査法人 代表社員(公認会計士)

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 - 2. 取締役 南雲忠信、Peter Kenevan及び村松邦子並びに取締役(監査等委員)仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 3. 当社は、取締役 南雲忠信、Peter Kenevan及び村松邦子並びに取締役(監査等委員)仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 取締役 (監査等委員) 宮林利朗及び田中久美子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する 相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役(監査等委員)山﨑雅彦及び仁井裕幸は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査、内部監査部門等との十分な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
 - 6. 取締役 村松邦子の兼職先であるNECネッツエスアイ株式会社と当社との間には、工事代金等の支払いに関する取引関係はございますが、特別な関係はございません。なお、取締役 村松邦子は、2023年6月開催予定の同社第91期定時株主総会終結の時をもって同社社外取締役を退任予定であります。
 - 7. 当社と社外取締役のその他の重要な兼職先との間には、特別な関係はございません。
 - 8. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
 - (1) 就任

Peter Kenevan及び村松邦子は、2022年6月24日開催の第64期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2)担当の変更

山本浩史は、2022年6月24日付にて、SCM本部長、管理本部長 兼 サステナビリティ担当からCAO 兼 サステナビリティ担当を変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等を除く)全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任 限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

- ①取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - (a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。) を取締役報 酬協議会の答申を受け、2022年6月24日開催の取締役会において決議いたしました。
 - (b) 決定方針の内容の概要
 - i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主と価値を共有する報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、金銭による固定報酬及び業績連動報酬並びに非金銭 報酬としての株式報酬から構成する。

なお、独立社外取締役及び非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を担う観点から、固定報酬のみを支払うこととする。

また、当社は、取締役の報酬等に関する独立性・客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会を設置し、取締役の報酬体系及びこれに基づく各取締役の報酬等の協議を行う。

- ii. 固定報酬の額等の決定(報酬等を与える時期等の決定を含む)に関する方針 当社の取締役の固定報酬は、月例の現金報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準も参照に、 総合的に勘案して決定する。
- 前.業績連動報酬の内容及び額等の決定(報酬等を与える時期等の決定を含む)に関する方針 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払う。
- iv. 非金銭報酬等の内容及び額等の決定(報酬等を与える時期等の決定を含む)に関する方針 非金銭報酬は、中長期のインセンティブとして位置づけ、株主との価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。譲渡制限付株式報酬は、固定の事前交付型(以下「RS: Restricted Stock」という)と、業績目標に連動する事後交付型(以下「PSRSU: Performance Share Restricted Stock Unit」という)から構成し、業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。RSは、毎年一定の時期に付与し、PSRSUは、中期経営計画に連動した目標値に対する達成度合いに応じて算出し、中期経営計画の終了後の一定の時期に付与する。

v. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役報酬協議会において業務執行取締役の種類別の報酬割合を検討する。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類別の割合の目安(1年あたり)は、短期の業績指標及び中期経営計画に連動した目標値を100%達成した場合において、概ね以下のとおりとする(注)。

■代表取締役社長

金銭報酬	7	固定	2
	/	業績連動	1
非金銭報酬	2	固定 (RS)	1
	3	業績連動 (PSRSU)	3

■その他の業務執行取締役

金銭報酬	1	固定	2
	4	業績連動	1
非金銭報酬	1	固定 (RS)	1
	l	業績連動 (PSRSU)	1

(注) 非金銭報酬のうちPSRSUは、中期経営計画の終了後に一括して支給されるものであるが、各年度に割り振って支給されたと仮定して、割合の日安を算定している。

vi. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

取締役の報酬等については、取締役報酬協議会の答申に基づき、取締役の報酬体系、種類別の報酬割合及び算定方法等を規定した役員報酬規則を取締役会の決議により定めるものとする。

取締役会は、取締役報酬協議会の答申内容を尊重し、役員報酬規則に従い取締役の個人別の報酬等を決定する。

(c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が 判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額9億円以内(うち社外取締役分は1億円以内)、監査等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の員数は8名、監査等委員でない社外取締役の員数は1名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会において、譲渡制限付株 式報酬の額を年額1億円以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外)と決議しており ます。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の員数は6名で す。

また、2022年6月24日開催の第64期定時株主総会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬の額を、業績評価期間ごとに50,000株に交付時株価を乗じた金額を上限(監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。

③取締役の報酬等の総額

マーム 報酬等の総額		報酬等の	対象となる		
区 分	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	後員の員数 (名)
取締役	454	229	191	33	8
(うち社外取締役)	(32)	(32)	(-)	(-)	(3)
取締役(監査等委員)	96	96	_	_	5
(うち社外取締役)	(66)	(66)	(-)	(-)	(4)
合 計	550	325	191	33	13
(うち社外取締役)	(98)	(98)	(-)	(-)	(7)

⁽注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④業績連動報酬等に関する事項

(a) 金銭による業績連動報酬

取締役が業績向上に対する意識を高めることにより、持続的な成長と企業価値の拡大を図るため、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して金銭による業績連動報酬として、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払うこととしております。

業績指標として連結売上高及び連結営業利益を選定した理由は、業績の向上・企業価値の拡大に向けて最も明確で、経営の成果を端的に示す指標であり、適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

なお、業績連動報酬に係る指標の目標値については、連結売上高は4,000~4,500億円、連結営業利益額は400~600億円とし、当事業年度における実績については、連結売上高は5,078億8千2百万円、連結営業利益は923億1千6百万円となっております。

(b) 非金銭による業績連動報酬

中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬を中期経営計画に連動した目標値に対する達成度合いに応じて算出し、中期経営計画の終了後の一定の時期に付与するものとしております。

当初の業績評価期間及び業績評価指標は以下のとおりとしております。この指標を選択した理由は、中期経営計画に掲げている指標との整合性があり、達成に向けた適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

業績評価期間	2023年3月期から2026年3月期まで(4年間)		
業績評価指標	財務	ROE	
	非財務温室効果ガス排出量		
		ダイバーシティ&インクルージョン (グローバル女性管理職比率)	
		ロームグループ従業員エンゲージメント	

⑤非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容については、上記①(b) iv. 非金銭報酬等の内容及び額等の決定(報酬等を与える時期等の決定を含む)に関する方針に記載のとおりであり、当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は、2. 株式に関する事項に記載のとおりです。

(6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名/地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
南雲忠信	取締役会 15回/15回 出席 役員指名協議会 3回/3回 出席 取締役報酬協議会 3回/3回 出席	同氏には、経営者として培われた豊富な知識と経験に基づき、 経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極 的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助 言・提言を行っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取 締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な 立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等 に貢献しております。
Peter Kenevan 取締役	取締役会 12回/12回 出席	同氏には、コンサルティングファームやグローバルに事業を展開する企業において培われた豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、2022年6月の就任後、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。
村 松 邦 子 取締役	取締役会 12回/12回 出席	同氏には、企業倫理向上やサステナビリティ、ダイバーシティ推進に関する豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、2022年6月の就任後、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対してサステナビリティ経営に資する助言・提言を行っております。
仁 井 裕 幸 取締役 (常勤監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席	同氏には、金融機関等において培われた幅広い知識・見識、常 勤監査役及び常勤監査等委員として携わった豊富な経験に基づ き、経営の監査・監督機能を果たすという役割を期待しており ます。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極 的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助 言・提言を行っております。また、監査等委員会の委員長を務 めるとともに、内部監査部門との連携等を通じて、取締役の職 務執行の監査を行っております。

氏名/地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
千森秀郎 取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席 役員指名協議会 3回/3回 出席 取締役報酬協議会 3回/3回 出席	同氏には、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対してガバナンス強化に資する助言・提言を行っております。また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
宮 林 利 朗 取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。
田 中 久美子 取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席 監査等委員会 13回/13回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地及び豊かな国際 経験等から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確 保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しており ます。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極 的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づ く取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等 に対して助言・提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	127 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額	137 百万円

- (注) 1. 当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査等委員会は、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社におきましては、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行できないと判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

ロームグループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての持続的な成長と社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

なお、新たに制定された方針の追加等に伴い、2023年4月17日開催の当社取締役会において、当該 基本方針を一部改正いたしました。

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) ロームグループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト10原則を支持し、ロームの製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決 (SDGs) に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟 (RBA) による行動規範」を遵守し、「ロームグループサステナビリティ方針」として掲げ、サステナビリティ経営を推進する。
 - (b) 取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、 法令・定款への適合性を確保する。
 - (c) 「ローム・コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、適切なガバナンス体制を構築し、 取締役会が取締役に対する監督機能を発揮することにより、経営の公正性、透明性を確保す る。
 - (d) 取締役が他の取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (e) 複数の独立した社外取締役が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。
 - (f) 海外を含むグループ全社に内部通報制度(外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む)及びサプライヤー様向け通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を展開すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。
 - (8) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングするとともに、取締役の不正事案発生時には、同部門が取締役会に直接報告できるレポートラインを確保する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、りん議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定 事項等は文書(電子データを含む。以下同じ。)により保存し、その保存・管理体制は法令並 びに社内規程を遵守する。
- (b) グループ会社や関連部門への指示等は、原則として文書により行い、取締役がいつでも閲覧できる保管状況にする。
- (c) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内 通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利 用を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) EHSS統括委員会は、環境(Environment)、健康・衛生(Health)、安全(Safety)、サステナビリティ(Sustainability)に関連するマネジメントシステムの運用を統括し、取締役会に対して適宜、報告・相談を行うとともに、取締役会から監督・指示を受ける。EHSS統括委員会の傘下に、安全衛生、リスク管理・BCM、環境、サプライチェーン、倫理、労働、情報セキュリティ、品質の各マネジメントシステムを推進する体制を構築し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。
- (b) 業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・BCM 委員会を組織する。「リスク管理・事業継続方針」を制定し、突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画(BCP)を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底を図る。
- (c) 反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部に危機管理室を設置し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底を図る。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、グループ全従業員に配布している「ロームグループ行動指針」等で毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むとともに、執行役員制度を導入し、職務分掌に基づいた具体的業務の執行を行わせ、執行に係る迅速な意思決定を実現する。
- (b) 取締役社長の意思決定を補佐することを目的として、執行役員によって構成する経営執行会議 を設置する。
- (c) 経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会やりん議書にて機動的に意思決定する。

- (d) リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。
- (e) ロームグループの競争力強化、適正利益の確保のため、中期経営計画を策定するとともに、目標達成に影響を与えるサステナビリティ重点課題(マテリアリティ)を特定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス委員会を組織し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ 全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織 し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底を図る。
- (b) 固有の法令を適切に遵守するため、EHSS統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制において、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。
- (c) 会社情報の適時開示に係る社内体制のもと、各部署はインサイダー情報の適正な管理に努め、 従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止を図る。
- (d) 海外を含むグループ全社に内部通報制度(外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む)及びサプライヤー様向け通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) ロームグループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有 し、グループが一丸となって事業活動を行う。
- (b) 当社のEHSS統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。
- (c) ロームグループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。
- (d) 当社に「グループ会社役員指名協議会」を設置し、グループ会社の役員人事に親会社として適切に関与するとともに、グループ会社の取締役または監査役等を適切に配置し、業務執行の適正性の監視を行う。
- (e) グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認やりん議書決裁を必要とする制度の 運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。
- (f) 財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。
- (g) 社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の 遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施する。
- (h) 海外を含むグループ全社に内部通報制度(外部の弁護士事務所等に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む)及びサプライヤー様向け通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を展開すること等により、グループ会社の取締役及び監査役等の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役 (監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会の職務を補助するため、必要な実務能力を具備した使用人を配置することができる。
 - (b) 当該使用人は、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない ことを確保するための体制
 - (a) 取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社 に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告を行う。
 - (b) EHSS統括委員会及びその傘下にある各マネジメントシステム体制を運用する各会議体へ必要に 応じて常勤監査等委員がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会等は議事録等で活動 内容を定期的に監査等委員会へ報告する。
 - (c) りん議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査等委員会に報告される体制とする。
 - (d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。
 - (e) コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。
 - (f) グループ会社の取締役または監査役等が、当社及びグループ会社の業務執行に関し、法令、定款及びその他の社内規程に違反またはロームグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告する。
 - (8) 当社の取締役及び法務部門がコンプライアンス・ホットラインへの通報対象となる場合には、 通報受付の独立性を確保する観点から、常勤監査等委員が直接報告を受けるルートを確保す る。
 - (h) 監査等委員会へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わない。

- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 内部統制システムの運用状況について、取締役は監査等委員会の求めに応じその都度報告を行う。
 - (b) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。
 - (c) 監査等委員会は、ロームグループに精通した社内取締役及び法律・会計・金融の専門家等の社 外取締役を交えた多様な構成とし、独立性・実効性の高い充実した体制とする。
 - (d) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役と随時意見の交換を行う。
 - (e) 監査等委員会がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ロームグループでは、前記基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

- ・ロームグループでは、「企業目的」「経営基本方針」等の目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての取締役・監査役等、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定する とともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関す るトップメッセージの発信等を行っております。
- ・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施して おり、その運用状況については定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において評価・モニタリングを実施することで、業務の透明性と実効性を向上させる取り組みを行っております。

②リスク管理体制について

- ・リスク管理・BCM委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画(BCP)を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。
- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対しては、グループ全社員と家族の安全確保及び感染拡大防止の徹底を図るとともに、事業活動の継続に向けてグローバルな対応に取り組んでおります。

- ・手口の高度化・巧妙化が進むサイバー攻撃や頻度が増加している状況において、全従業員への情報セキュリティ教育やWi-Fi利用に関するマニュアル制定等を含めた情報漏洩防止のための取組み、インシデント発生を即座に検知するソフトウェアの導入等、継続的なセキュリティ対策に取り組んでおります。
- ・「ロームグループ機密情報管理方針」を定めるとともに、全社的に統括管理する部門を設置し、 機密情報マネジメント体制を構築・運用することで、適切な機密情報管理の徹底に努めておりま す。

③子会社管理体制について

- ・グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認やりん議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。
- ・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、 法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認して おります。また、監査結果については定期的に取締役及び監査等委員会に報告を行っておりま す。

④取締役の職務執行について

- ・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令また は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職 務執行の監督を行っております。
- ・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にするとともに、執行役員制度を 導入し、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
- ・経営執行会議において、重要な経営方針や計画、業務執行等を審議し、取締役社長の意思決定を 補佐しています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや 不正利用を防止しております。

⑤監査等委員会が選定する監査等委員の職務執行について

- ・当該監査等委員は、取締役会のほか、EHSS統括委員会等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・当該監査等委員は、当社各部門及びグループ会社への往査やリモート監査などを実施し、業務執 行の適法性、適正性を確認しております。
- ・当該監査等委員は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明 責任の買徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であ ると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否 かの最終判断は、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自 己の保身を図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面におい ては、株主の皆様が十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること (インフォームド・ジャッジメント)が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために 不可欠であると考えております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

埋結貸借対照表 (2023年3月31日現在)				
科目	金	額		
資産の部				
流動資産	653	653,979		
現金及び預金	29	1,154		
受取手形及び売掛金	100	0,472		
電子記録債権		9,277		
有価証券	38	3,093		
商品及び製品	5.	3,779		
仕掛品	79	9,646		
原材料及び貯蔵品	6.	2,059		
未収還付法人税等		1,884		
その他	1.	7,669		
貸倒引当金		△56		
固定資産	469	9,303		
有形固定資産	363	3,771		
建物及び構築物	110	0,273		
機械装置及び運搬具	113	2,744		
工具、器具及び備品	-	3,155		
土地	68	3,285		
建設仮勘定	59	9,279		
その他	Į.	5,032		
無形固定資産	Į.	5,722		
のれん		497		
その他		5,225		
投資その他の資産	99	9,810		
投資有価証券	7	5,976		
退職給付に係る資産		1,875		
繰延税金資産	-	7,663		
その他	1.	3,788		
貸倒引当金		△494		
資産合計	1,12	3,283		

	(単位:日万円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	131,907
支払手形及び買掛金	16,157
電子記録債務	4,112
未払金	54,086
未払法人税等	21,353
その他	36,196
固定負債	75,910
社債	40,336
繰延税金負債	22,539
退職給付に係る負債	10,819
その他	2,215
負債合計	207,817
純資産の部	
株主資本	870,656
資本金	86,969
資本剰余金	102,416
利益剰余金	721,151
自己株式	
その他の包括利益累計額	44,256
その他有価証券評価差額金	34,007
為替換算調整勘定	12,149
退職給付に係る調整累計額	△1,901
非支配株主持分	552
純資産合計 を は 次立 会 見	915,465
負債純資産合計	1,123,283

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
売上高		507,882
売上原価		314,220
売上総利益		193,661
販売費及び一般管理費		101,344
営業利益		92,316
営業外収益		
受取利息	3,509	
受取配当金	950	
為替差益	11,387	
その他	1,546	17,394
営業外費用		
支払利息	133	
和解金	15	
その他	32	180
経常利益		109,530
特別利益		
固定資産売却益	1,335	1,335
特別損失		
固定資産廃売却損	434	
減損損失	301	
投資有価証券評価損	622	1,358
税金等調整前当期純利益		109,507
法人税、住民税及び事業税	28,981	
法人税等調整額	122	29,104
当期純利益		80,403
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		80,375

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

貝旧刈駅衣 (2023年3月31日現在	=)		
科目	金	額	科
資産の部			負債の部
流動資産		2,619	流動負債
現金及び預金	76	5,279	買掛金
受取手形		217	電子記録債務
売掛金		7,735	未払金
電子記録債権		3,859	未払費用
有価証券	35	5,393	未払法人税等
商品及び製品 仕掛品		9,227	預り金
「日野山 原材料及び貯蔵品	I	1,035 4,912	その他
原材料及U sp 酸品 前払費用	12	672	
短期貸付金		1,780	固定負債
未収入金		3,001	社債
その他		3,508	繰延税金負債
貸倒引当金		<u>△4</u>	退職給付引当金
固定資産	361	1,057	株式給付引当金
有形固定資産		3,463	資産除去債務
建物		9,975	負債合計
構築物		372	(1)
機械及び装置	1′	1,837	純資産の部
車両運搬具		4	株主資本
工具、器具及び備品		1,452	資本金
土地	42	2,251	資本剰余金
建設仮勘定		2,568	資本準備金
無形固定資産		4,153	その他資本剰
のれん #キラケナを		497	利益剰余金
特許権 ソフトウエア		<u>368</u> 3,179	利益準備金
ファウェア その他		108	その他利益乗
投資その他の資産	268	B,440	研究開発積
投資有価証券		5,132	
関係会社株式		3,939	別途積立金
長期貸付金		5,472	繰越利益剰
長期前払費用		4,658	自己株式
前払年金費用		2,389	評価・換算差額等
その他	(5,272	その他有価証券
貸倒引当金		△425	純資産合計
資産合計	673	3,676	負債純資産合計

	(単位	: 百万円)
科目	金	額
負債の部		
流動負債	108	3,360
買掛金	5.	3,318
電子記録債務	-	7,330
未払金	1.7	7,054
未払費用	10	0,839
未払法人税等	18	3,037
預り金		1,255
その他		525
固定負債	49	9,940
社債	40	0,336
繰延税金負債	-	7,448
退職給付引当金		2,105
株式給付引当金		32
資産除去債務		18
負債合計	158	3,301
純資産の部		
株主資本	48	1,357
資本金	86	5,969
資本剰余金	97	7,266
資本準備金	97	7,253
その他資本剰余金		12
利益剰余金	337	7,002
利益準備金		2,464
その他利益剰余金	334	4,537
研究開発積立金		1,500
別途積立金	243	3,500
繰越利益剰余金	89	9,537
自己株式	△39	9,880
評価・換算差額等	34	4,017
その他有価証券評価差額金		4,017
純資産合計	51!	5,374
負債純資産合計	673	3,676

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

	- /	(1 = = =/313)
科目	金	額
売上高		434,951
売上原価		320,380
売上総利益		114,571
販売費及び一般管理費		60,880
営業利益		53,691
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,910	
為替差益	8,414	
技術指導料	3,761	
経営指導料	911	
その他	1,120	19,119
営業外費用		•
支払手数料	9	
投資事業組合運用損	33	
貸与資産減価償却費	24	
和解金	15	
その他	4	89
経常利益		72,721
特別利益		
固定資産売却益	2,718	2,718
特別損失		
固定資産廃売却損	365	
減損損失	1,490	
投資有価証券評価損	622	2,478
税引前当期純利益		72,960
法人税、住民税及び事業税	21,113	
法人税等調整額	△1,172	19,941
当期純利益		53,019

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

ローム株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 上 田 博 規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

口 一 ム 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 京都事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 朋

指定有限責任社員

業務執行社員公認会計士上田博規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに 当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運 用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監 査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部 統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告 を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、往査や リモート監査を通じて、業務及び財産の状況を調査しました。
 - また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

口一 ム株式会社 監査等委員会 監査等委員 (常勤) 仁 井 裕 幸 ⑩ 監査等委員 (常勤) 山 﨑 雅 彦 ⑪ 監査等委員 干 森 秀 郎 ⑪ 監査等委員 宮 林 利 朗 ⑪ 監査等委員 田 中 久美子 ⑩

(注) 監査等委員 仁井裕幸氏、千森秀郎氏、宮林利朗氏及び田中久美子氏は、会社法第2条第15号及び第331 条第6項に規定する社外取締役であります。

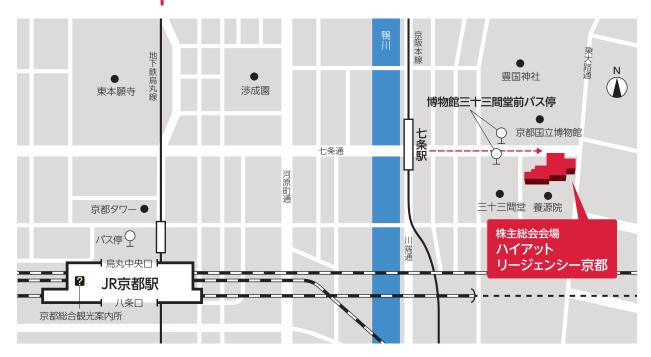
以上

株主総会会場 ご案内略図

2023年6月27日(火曜日)午前10時 日時

会場 京都市東山区三十三間堂廻り644番地2

ハイアット リージェンシー 京都1階 ザ・ボールルーム



公共交通機関のご案内



電車



「七条駅」下車、 東へ 徒歩約8分



バス

JR京都駅より

市バス208系統

博物館 三十三間堂 泉涌寺・ 東福寺行き

市バス206系統

三十三間堂 清水寺 祇園・ 北大路バスターミナル行き

「博物館三十三間堂前」下車、東へ 徒歩約 1 分

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は 取りやめとさせていただいております。





